

所得補償制度

(所得補償保険・傷害総合保険)

個別で加入されるより

47.5% 割安!

<団体割引30%・過去の損害率による割引25%>

本制度の加入対象 となる方

本制度は全国中小企業団体中央会を
保険契約者とした団体契約です。

所得補償プラン(経営者・従業員)

全国中小企業団体中央会傘下の都道府
県中央会および組合・団体組織等に所
属する会員事業所の経営者・従業員の皆様

所得補償プラン(家事従事者)

全国中小企業団体中央会傘下の都道府
県中央会および組合・団体組織等に所
属する会員事業所の経営者・従業員の
配偶者で、加入時年齢が64歳までの家
事従事者の方

傷害補償プラン

全国中小企業団体中央会傘下の都道府
県中央会および組合・団体組織等に所
属する会員事業所の経営者・従業員の
皆様

※本プランは所得補償プランにセットするプランです。

保険期間

平成27年10月1日(木) 午後4時



平成28年10月1日(土) 午後4時

●中途加入は毎月受付中

『医師の診査は不要!』

『天災事故でもだいじょうぶ!』

契約者  **全国中小企業団体中央会**

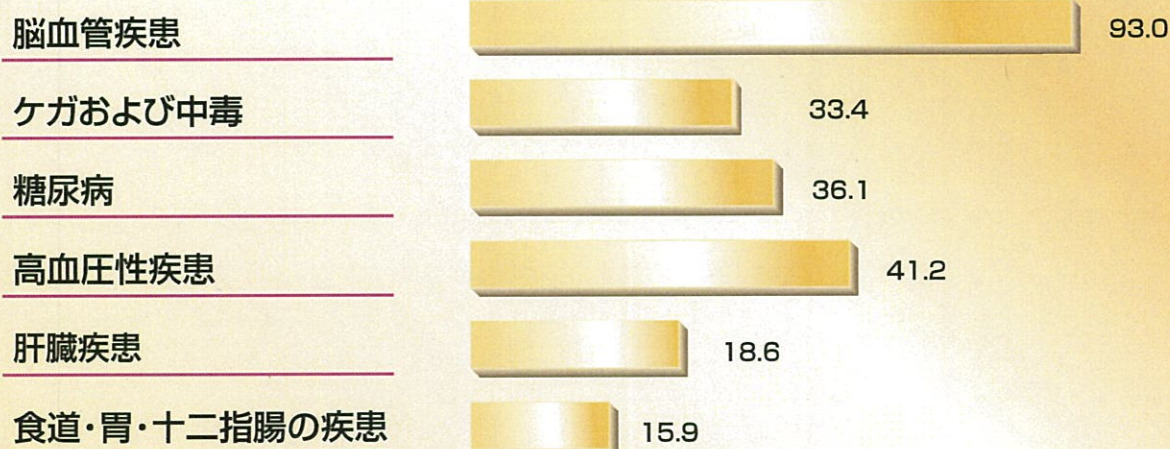
引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

「もしも」の備えは万全ですか？

病気やケガの平均入院日数をご存じですか？

主な傷病の平均入院日数

(単位:日)



厚生労働省「平成23年患者調査」による

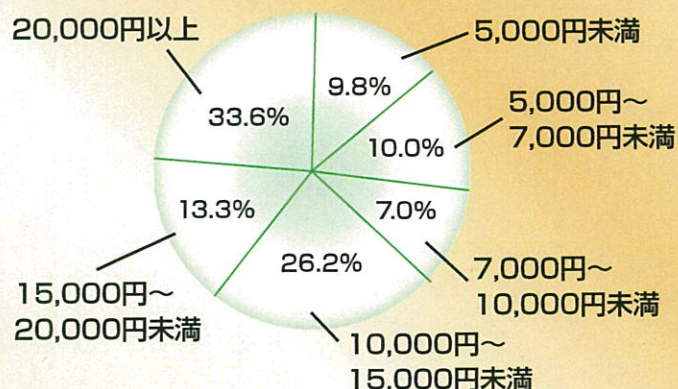
月々の生活費・入院費はこんなに！

1世帯あたり1か月の平均消費支出

～29歳	242,379円
30～39歳	268,298円
40～49歳	315,446円
50～59歳	341,458円

総務省統計局「家計調査年報」(平成24年)による

入院時の1日当たりの平均自己負担費用



※上記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(注)を利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)とも含みます。)

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費食事代差額ベッド代などを含みます。

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

(注)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/100714.html>

本制度の特長

プラン共通

基本保険料が一般の個人契約に比べて

47.5%割安! ※団体割引30%、過去の損害率による割引25%を適用

<計算式> $(1-30\%) \times (1-25\%) = 0.525$ 47.5%割引

健康・介護相談サービスを無料提供!

医師の診査も不要で簡単手続き!

※所得補償プランにご加入の場合は所定の告知書の質問事項にお答えいただきます。

健康告知の内容によってはお引き受けをお断りする場合やお引き受けの条件を制限させていただく場合があります。

所得補償プラン

天災補償でさらに安心!

国内外を問わず24時間補償!

最長1年間にわたる長期補償!  長期の継続も可能です! (※)

※保険期間中に就業不能により保険金を受け取られても

通算して1,000日分保険金を受け取られるまで継続できるようになりました。

※1回の就業不能に対する対象期間は、最長1年です。

入院開始時に発生する初期費用もカバー!

※入院初期費用補償特約加入の場合

家事従事者の補償も可能!

傷害補償プラン

天災補償でさらに安心!

1日の入通院でもお支払い可能! しかも入院は最長1,000日まで!

ケガによる寝たきり(要介護状態)は要介護状態であるかぎり終身補償!

ひき逃げ・犯罪被害を手厚く補償!

※オプション加入の場合

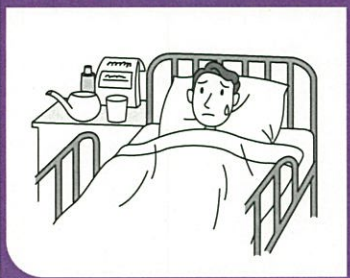
所得補償プラン

保険金をお支払いする主な場合

基本補償

※保険金のお支払方法等の重要な事項は、
8ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

病気による入院



ケガによる入院



医師の指示による自宅療養 (家事従事者は対象外)



保険期間中に病気・ケガで就業不能になり、その期間が支払対象外期間7日を超えた場合に、
就業不能期間1か月につき、ご契約の保険金を1年間を限度としてお支払いします。

※入院中はもちろん、医師の指示による自宅療養であっても保険金支払いの対象となります。(医師が就業不能と認定した期間が限度となります。)

ただし、主婦(家事従事者)の場合は医師の指示による自宅療養は対象外です。

※就業不能期間が1か月に満たない場合、また1か月未満の端日数が生じた場合には1か月を30日として日割計算します。

※保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。
(平成20年度(ご加入が平成21年度以降の場合は、ご加入年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払い日数をカウントします。)

プラス

入院初期費用補償特約

保険期間中に病気・ケガによって入院し、その期間が支払対象外期間7日を超えた場合に、
入院初期費用保険金として5万円をお支払いします。

入院時に必要な諸費用の発生

支払対象外期間7日

基本補償お支払い対象期間

入院開始

退院

入院初期費用保険金5万円



<告知の大切さについてのご説明>

○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ご加入タイプ

保険期間1年・支払対象外期間7日・天災危険補償特約セット

【基本補償】保険金額1口1万円・対象期間12か月・S1タイプは家事従事者特約セット【入院初期費用補償特約】保険金額5万円
団体割引30%・過去の損害率による割引25%

【重要】割引率の改定にともない、1口あたりの月額保険料が変更となっています。

ご加入タイプ(続き)

1口(保険金額1万円)あたり 基本補償月額保険料

職種別級		1級	2級	3級	家事従事者
加入タイプ		1	2	3	S1
年齢区分	15～19歳※	29円	33円	39円	18円
	20～24歳	42円	48円	56円	27円
	25～29歳	47円	54円	63円	30円
	30～34歳	58円	67円	78円	37円
	35～39歳	72円	83円	98円	46円
	40～44歳	90円	104円	122円	58円
	45～49歳	108円	124円	146円	69円
	50～54歳	125円	144円	169円	80円
	55～59歳	134円	154円	180円	86円
	60～64歳	141円	162円	190円	90円

入院初期費用特約月額保険料 保険金額5万円

職種別級		1級	2級	3級	家事従事者
加入タイプ		N1	N2	N3	SN1
年齢区分	15～19歳※	95円	110円	130円	95円
	20～24歳	120円	135円	160円	120円
	25～29歳	125円	140円	165円	125円
	30～34歳	130円	145円	175円	130円
	35～39歳	145円	165円	195円	145円
	40～44歳	170円	195円	230円	170円
	45～49歳	205円	235円	280円	205円
	50～54歳	260円	300円	350円	260円
	55～59歳	285円	325円	385円	285円
	60～64歳	355円	410円	480円	355円

※S1タイプは16歳以上の方がご加入いただけます。

- ☐ 年齢区分は保険始期日(中途加入日)時点での満年齢を適用します。また、上記以外の年齢の方はお問い合わせください。
- ☐ 職種によって保険料が異なりますのでご注意ください。
- ☐ 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ☐ ご契約更新時は更新加入の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ☐ 所得補償保険は介護医療保険料控除の対象となります。(平成27年6月現在)ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。

■傷害特約(オプション)

※従来ご加入の方のみご加入いただけます。(新規でのご加入はできませんのでご注意ください。)

- ご契約金額は基本プランのご契約金額(月額)の30倍となります。(1口あたり30万円)

特約プラン	A型
年齢・所得級別・傷害級別に関係なく一律	18円

※傷害特約をセットされる場合のご加入プランは、上記基本(所得補償)加入プラン名のもとに「A」を付け加えたものとなります。
(例:基本5型、傷害特約をセットされる場合のご加入プランは「5A型」となります。)

職種別級	職業・職種
1級	事務職、営業職、管理職、小売・卸店主(危険物を取り扱っていない方)など
2級	調理師、美容師・理容師、電気工、技師、(危険物を取り扱っていない方)、小売・卸店主(危険物を取り扱う方)など
3級	自動車運転者、自動車整備工、配管工、溶接工、技師(危険物を取り扱う方)など

■保険料算出方法

基本補償1口あたり保険料 加入口数 入院初期費用保険料 月額保険料
 円 × 口 + 円 = 円

■加入口数

ご加入直前12か月における所得の平均月間所得額(ボーナス込の年収/12)の85%の範囲内(給与所得者は50%)で加入口数を決定してください。
家事従事者の場合、被保険者1名につき、15口以下でお申し込みください。

保険金お支払い例

<例1> 35歳事務職の方(入院初期費用特約セット)

加入条件35歳(事務職)の方が、基本補償30口(補償月額30万円)に加入の場合、病気で10月25日から入院し、翌年5月15日まで就業不能となった。

■お支払いする保険金は… → **30万円 × 6か月+15日/30日 + 入院初期費用保険金5万円 = 200万円のお支払い**
 ※ただし、保険金月額が被保険者の平均月間所得(ボーナス込みの年収/12)を上回っている場合は、平均月間所得を限度としてお支払いしますので、ご注意ください。

<例2> 40歳専業主婦の方(入院初期費用特約セット)

40歳の専業主婦が基本補償9口(補償月額9万円)に加入し、病気で2か月間入院した場合お支払いする保険金は…

■お支払いする保険金は… → **9万円 × 1か月+23日/30日 + 入院初期費用保険金5万円 = 20万9,000円**

(お支払い対象期間は支払対象外期間7日間を差し引いた、1か月と23日となります。)

※所得補償保険金は被保険者に直接お支払いします。法人等が保険金を受け取ることはできません。



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

■商品の仕組み: この商品は、所得補償保険普通保険約款・傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 全国中小企業団体中央会

■保険期間 : 平成27年10月1日午後4時から1年間となります。
保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)から平成28年10月1日午後4時までとなります。

■申込締切日 : 平成27年8月21日 ※中途加入の場合は毎月15日締切

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 【所得補償プラン】全国中小企業団体中央会傘下の都道府県中央会および組合・団体組織等に所属する会員事業所の経営者・従業員の皆様

【傷害補償プラン】全国中小企業団体中央会傘下の都道府県中央会および組合・団体組織等に所属する会員事業所の経営者・従業員の皆様

●被保険者 : 【所得補償プラン】加入者または配偶者。(新規加入の場合、満15歳以上満64歳以下で有職の方(継続加入の場合は満69歳以下の方)にかぎりませう。)
なお、家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は、満16歳以上満64歳以下で主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方(家事従事者)にかぎりませう。

【傷害補償プラン】(個人型) 加入した方がのみが保険の対象となります。
(家族型) 本人(加入者)が加入すれば、本人の配偶者やその他親族(本人または配偶者と生計を共にする、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者の続柄はケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お支払方法 : 平成27年11月よりご指定の口座から毎月引き落とします。(12回払)
中途加入の場合は、加入日(保険始期日)の翌月よりご指定の口座から毎月引き落とします。
※制度維持費として被保険者1名ごとの月額保険料に制度維持費(事務手続費用等に充当しています)50円が加算されます。
※引き落としができなかった場合は、翌月に2か月分を引き落とします。2か月連続で引き落としができなかった場合は引き落としできなかった月の前月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引き落としから2か月連続で引き落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。

●お手続方法 : 添付の加入依頼書・被保険者健康告知書(傷害補償プランは加入依頼書のみ)に必要な事項をご記入のうえ、募集代理店にご提出してください。

・既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

【所得補償保険】

保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合は、告知書の提出が必要となります。

【傷害補償プラン】

・傷害総合保険については、ご契約の保険料を算出したり保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

・なお、加入依頼書に打ち出された職業・職種に変更が必要な場合は、加入依頼書を訂正してご提出ください。加入依頼書の修正方法等は募集代理店までお問い合わせください。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

※1オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等)についてはお引き受けできません。

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、募集代理店までご連絡ください。

●団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。
次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。